

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和7年10月30日

分任契約担当官
陸上自衛隊徳島駐屯地
第348会計隊徳島派遣隊長 前田 瑞貴

1 工事概要

- (1) 工事名 6号建物照明器具交換工事
- (2) 工事場所 徳島駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
照明器具交換一式
- (4) 工期 令和8年3月31日(火)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、中国・四国・近畿防衛局に競争参加を希望していること(会社更生(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す防衛省参加資格のどちらかの等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C
機械器具設置	C

- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
 ア 建築工事において、一級建築士等の資格を有する者である。
 イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国・四国・近畿防衛局長から、「工事請負契約等に係る指を停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第348会計隊徳島派遣隊長が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2022年度以降2024年度までに完成・引き渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 中国・四国防衛局の管轄内（岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、）高知県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、愛知県、岐阜県、三重県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先 〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延4 1 3 - 1 陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 担当 前田 TEL 0884-42-0991（内線345） FAX 0884-42-0991（内線417）	②仕様書に関する問い合わせ先 〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延4 1 3 - 1 陸上自衛隊徳島駐屯地業務隊 管理科営繕班 担当 菊池 TEL 0884-42-0991（内線316）
---	--

(2) 入札説明書の交付期間等

- ア 交付期間 令和7年10月31日（金） から 令和7年11月14日（金） まで
 （行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 入札に参加するものは、必ず担当部局へ一報し入札説明書を受領するものとする。

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。（担当部局に来局し直接受領するか、または担当部局の判断により郵送または電子メールにより送付する。）

(3) 申請書及び資料の提出期限等

- ア 提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時00分まで
 イ 提出方法 : 3(1)①の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限：令和7年12月10日（水）
 イ 提出方法：3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着（担当者）の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和7年12月11日（木）午前10時30分
イ 場所 徳島駐屯地小会議室
- 4 その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 契約保証金：免除
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。
この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否：要
適用する契約条項
ア 「談合等の不正行為に関する特約条項」
イ 「暴力団排除に関する特約条項」
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)④に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。

特記仕様書

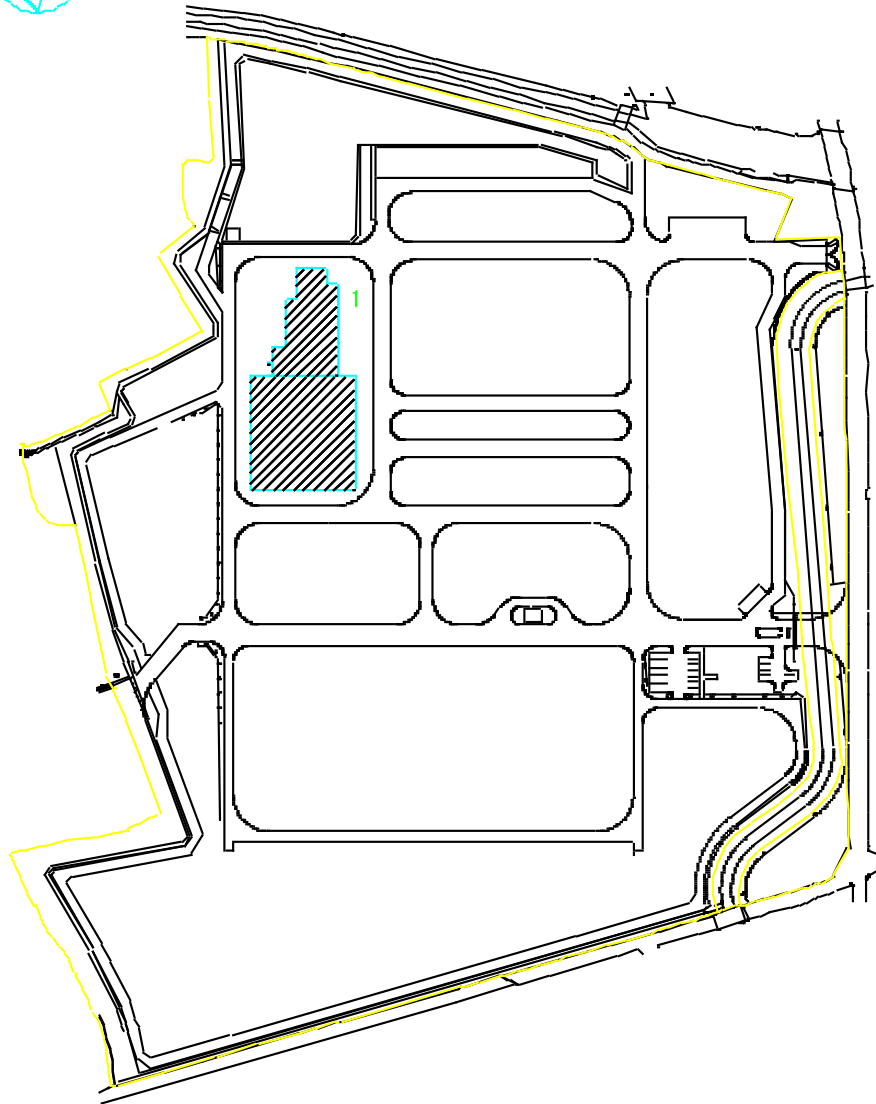
- 1 工事件名 6号建物照明器具交換工事
- 2 工事場所 徳島県阿南市那賀川町小延4 1 3 - 1 徳島駐屯地
- 3 工事概要 照明器具交換1式
- 4 一般事項

- (1) 本工事は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」
- (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
- (4) 工事実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
- (5) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用するものとする。
- (6) 請負者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (7) 工事現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (8) 工事写真は、工事着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な工事段階の工事状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (9) 本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (10) 本工事実施により知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならないものとする。
- (11) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
- (12) 本工事は、令和8年3月31日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

5 特記事項

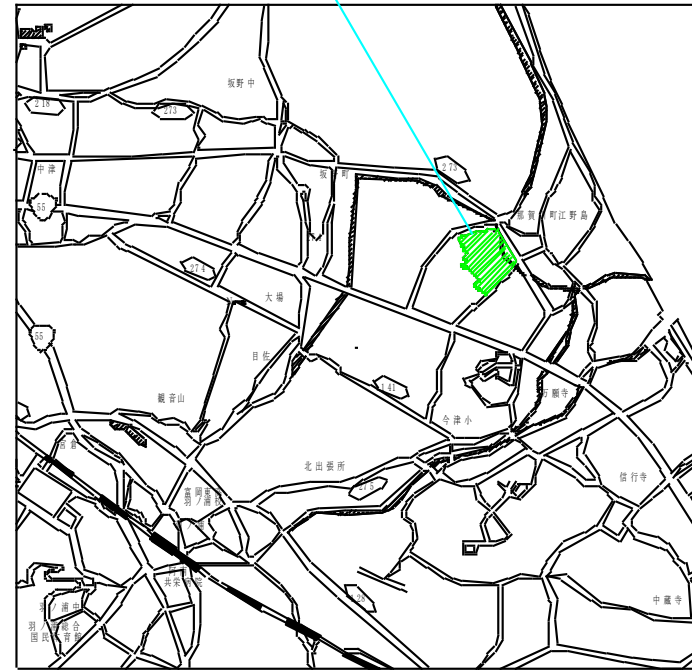
- (1) 本工事で使用する照明器具の型式、数量等は、内訳明細書によるものとする。
- (2) 本工事での照明器具交換作業は、平日での施工を基準とする。
- (3) 各居室等は通常使用をしている状態のため、施工時には家具類や棚等を養生シート等により養生を行い、官側人員を指定時間退室させての施工を基準に行うものとする。
- (4) 交換を行う照明器具の必要開口寸法は、既設照明器具と同等なため、開口部の施工は行わないものとする。ただし、器具取り付けに必要な軽微な施工は含むものとする。
- (5) 各居室等の施工日時については、監督官との調整によるものとする。
- (6) 撤去をした照明器具等の処理は、金属類は発生材として監督官の指示する場所に集積するものとする。また、金属類以外の既設蛍光灯管、安定器等は産業廃棄物として適正に処理を行い、処理の結果を書面にて提出するものとする。
- (7) 本工事で使用する照明器具等は、照明器具一覧表に記載の器具等と同等品以上とする。

件名	6号建物照明器具交換工事	図面番号	1 / 3
種別	特記仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 徳島駐屯地業務隊管理科		



配置図

徳島駐屯地



案内図

1 6号建物

件名	6号建物照明器具交換工事	図面番号	2 / 3
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 徳島駐屯地業務隊管理科		

	場所		器具	開口寸法 タテ×ヨコ (器具高さ)	既設型式	個数
	図面室名	実室名				
1階			防水防雨ブラケット 20w		F B F 7 M P A 2 0 1 G L	5
	充電室	充電室	防爆 直付け 電源送り無し		F - V P 1 - 3 2 2 P H	4
	整備場	整備場	S P - 7 H F 3 2 W 1 灯	コーナライト (非常灯)		4
	屋内階段	屋内階段	S P - 1 H F 3 2 1 P H			1
	洗面所	洗面所			F R S 2 7 - 3 2 1 P K	2
					F B F 7 - 3 2 1 P H	1
	女子便所	女子便所			F R S 2 6 - 3 2 2 P K	1
					F B F 2 - 2 0 1 G L	1
	男子便所	男子便所			F R S 2 6 - 3 2 2 P K	1
					F B F 2 - 2 0 1 G L	1
	階段下倉庫	階段下倉庫			F B S 5 - 3 2 1 P K	1
	塗装室	塗装室	照会No13 防爆	H270 電線管G16	F - X P D 1 - 3 2 1 P H	9
			S P - 5 防爆	電線管G16	H - X P D 4 - 4 0 0 M	10
	車検ライン	車検ライン	照会No13 防爆	H270 電線管G16	F - X P D 1 - 3 2 1 P H	3
	機械室1	機械室	S P - 6 H F 3 2 W 1 灯	コーナライト		4
			S P - 7 H F 3 2 W 1 灯	コーナライト (非常灯)		2
	機械室2	機械室	S P - 6 H F 3 2 W 1 灯	コーナライト		2
	下部洗浄室	下部洗浄室	S P - 3 H I D 4 0 0 防湿	壁取付		4

2階	男子便所	男子便所			F R S 2 6 - 3 2 2 P K	1
					F B F 2 - 2 0 1	1
	給湯室	給湯室			F R S 2 7 - 3 2 1 P K	1
	洗面所				F R S 2 7 - 3 2 1 P K	3
					F B F 7 - 3 2 1 P H	1
	倉庫	整備小隊取注庫	反射笠付 2灯		F S R 2 - 3 2 2 P H	1

更新器具	埋込器具・開口寸法 タテ×ヨコ (器具高さ) 直付器具・器具寸法	個数	左記用ランプ	個数
N N F W 2 1 8 8 5 L E 9	130×655 H107	5	L D L 20 S ・ N / 11 / 12 - K	5
岩崎 EXILF9421SA9U1-22	直付け 電源送り無し G2	4		
N N F F 4 1 8 3 5 T L E 9	壁直付け 非常用 30分	4	ランプ同梱	
N N F F 4 1 8 6 5 T L E 9	191×1275 H93	1		
N N F S 4 1 6 0 5 L E 9	150×1235 (65)	2	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	2
N N F W 4 1 8 3 5 L E 9	130×1275 (108)	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	1
N N F 4 2 7 0 0 L E 9	220×1235 H26	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	2
N N F W 2 1 8 8 5 L E 9	130×655 H107	1	L D L 20 S ・ N / 11 / 12 - K	1
N N F 4 2 7 0 0 L E 9	220×1235 H26	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	2
N N F W 2 1 8 8 5 L E 9	130×655 H107	1	L D L 20 S ・ N / 11 / 12 - K	1
N N F W 4 1 2 1 1 L E 9	70×1245 H165	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	1
岩崎 EXICL1021BSA9-16		9		
岩崎 EXIL3053ASA9-16	40° ブラケット G16	10		
岩崎 EXICL1021BSA9-16		3		
N N F 4 1 8 2 5 L E 9		4	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	4
N N F F 4 1 8 3 5 T L E 9	壁直付け 非常用 30分	2	ランプ同梱	
N N F 4 1 8 2 5 L E 9		2	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	2
N N Y 2 4 7 3 6 K L A 9	プール用 400形相当	4		

N N F 4 2 7 0 0 L E 9	220×1235 H26	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	2
N N F W 2 1 8 8 5 L E 9	130×655 H107	1	L D L 20 S ・ N / 11 / 12 - K	1
N N F S 4 1 6 0 5 L E 9	150×1235 (65)	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	1
N N F S 4 1 6 0 5 L E 9	150×1235 (65)	3	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	3
N N F W 4 1 8 3 5 L E 9	130×1275 (108)	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	1
N N F 4 2 2 3 0 L E 9	D150×W1225	1	L D L 40 S ・ N / 29 / 38 - K	1